

# 支部だより

第73号  
 令和4年5月  
 一般社団法人  
 島根労働基準協会  
 出雲支部  
 TEL  
 0853-25-2284

## 新任の挨拶

出雲労働基準監督署

監督課長 松下 晃司



本年4月1日付けで  
 出雲労働基準監督署・  
 監督課長を  
 拝命いたしました松下と申  
 します。

これまでに日本海側の地域  
 としては新潟、富山、福井で  
 の勤務経験があり島根で4県  
 目となります。いずれの県も  
 自然に恵まれ旨い酒、旨い  
 魚を楽しんだ記憶があります  
 が、島根県においても素晴らしい  
 酒、食べ物との出会いに  
 期待をしているところです。  
 まずは、地図を眺めるところ  
 から始めなければなりません  
 が、どうか、皆様方よろしく  
 お願いいたします。  
 手短に自己紹介をいたしま

すと、私は昭和59年生まれの  
 37歳で、出身は岡山県です。  
 家族は妻と幼稚園児の子が2  
 人おり、いずれも出雲の地で  
 新生活を楽しみにしていま  
 す。出雲は縁結びの地と聞い  
 ておりますが、家族共々、新  
 天地での新しい縁を大事にし  
 たいと考えております。あら  
 ためてよろしく願います。

さて、出雲支部の会員各位  
 におかれましては、日頃から、  
 労働行政、とりわけ、労働基  
 準行政の推進に格別のご理解  
 とご協力を賜り、厚く御礼申  
 上げます。

我々、労働基準分野の行政  
 がめざしているのは『安心し  
 て働くことのできる労働環  
 境』をつくることです。安心  
 は多義的な概念ですが、一丁  
 目一番地でも言うべき最低  
 基準である労働基準関係法令  
 の履行確保を図ることによっ

て実現されるべきものと考え  
 ています。この点、昨今の働  
 き方改革の推進によって、事  
 業者の皆様におかれまして、事  
 業時間の上限規制、年次有給  
 休暇の取得義務化、同一労働  
 同一賃金、勤務間インターバ  
 ルの確保など新たな課題に取  
 り組んでいただくとともに、  
 かねてからの新型コロナウイルス  
 ルス感染症の影響もあり時差  
 出勤やリモートワークなど新  
 しい勤務スタイル、また、生  
 活様式との共存を進めていた  
 だくにあたり多大なご負担を  
 おかけしているものと承知し  
 ております。

このような環境下につき、  
 労働基準監督署としても、各  
 種の施策を推進するに当たっ  
 ての行政の在り方、考え方を  
 どを「見える化」して、わか  
 りやすい行政を志向していく  
 とともに、引き続き事業者の  
 皆さまが置かれた状況を踏ま

えた懇切丁寧な対応を進めて  
 まいりたいと考えておりま  
 す。

出雲支部の皆様方におかれ  
 ましては、地域における労働  
 条件や安全衛生管理水準の向  
 上の先導役として、かつ、支  
 柱たるべき役割を果たしてい  
 ただいていられるものと承知して  
 おりますが、引き続き、当署の  
 行政運営にご理解とご協力を  
 賜るようお願い申し上げます。  
 さて、新任の挨拶とさせていただきます。

## 新任の挨拶

出雲労働基準監督署

防災課長 板垣 誠二



本年4月  
 1日付で出  
 雲労働基準  
 監督署防災  
 課長に着任  
 しました板垣と申します。私

は出雲に生まれ育ちこの度、  
 この地で責任ある職務に就く  
 こととなり、身の引き締まる  
 思いです。

さて、労災保険は法令に基  
 づき、業務上の事由や通勤に  
 より被災された働く方々に対

し、必要な給付等を行うこと  
 により、セーフティネット  
 としての役割を担っております。  
 この頃は、ここ出雲でも  
 新型コロナウイルスの感染拡  
 大が見られ、労働者が感染し  
 た場合、労災保険給付の対象  
 となることもあり、その周知を行うとともに、保  
 険請求に対しては迅速かつ的  
 確に調査及び決定を行うこと  
 が求められています。

この労災補償行政の使命を  
 果たすため今後も、一人一人  
 に懇切丁寧な制度説明を行  
 い、迅速かつ公正に対応して  
 まいりますので、皆様のご理  
 解とご協力を賜りますようお願い  
 申し上げます。

最後になりましたが、出雲  
 支部並びに会員事業場の皆様  
 の益々のご発展を祈念いたし  
 まして、着任の挨拶とさせて  
 いただきます。

**全国安全週間**  
 2022年  
**7月1日▶7日**  
 準備期間 **6月1日▶30日**  
 スローガン  
**安全は 急がず焦らず怠らず**

## 令和4年4月以降に施行される改正規則の概要

### 特定化学物質等障害予防規則

#### 屋内金属アーク溶接作業

- 溶接ヒュームの濃度測定
- 換気風量の増加その他必要な措置
- 再度の溶接ヒュームの濃度測定
- 呼吸用保護具の選択・使用
- 特定化学物質作業主任者選任義務

#### 屋外金属アーク溶接作業

- 呼吸用保護具の選択・使用
- 特定化学物質作業主任者選任義務

#### 塩基性酸化マンガ用户使用作業

- 特定化学物質作業主任者選任義務

### 石綿障害予防規則

#### 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出

- 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事

### 特定化学物質等障害予防規則

#### 空気調和設備等による調整

- 室の気温の努力目標値について、18度以上28度以下とする

※この他、4月以降に施行される項目があります。詳しくは、厚生労働省のホームページを確認するか、出雲労働基準監督署安全衛生課までお問い合わせしてください。